

環水大管発第 2506309 号
令和 7 年 6 月 30 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについては、令和 7 年 5 月 8 日付けで、中央環境審議会会長から環境大臣に対し「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次答申）」（以下「答申」という。）が提出された。

当該答申において、公共用水域及び地下水における要監視項目として設定されているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という。）の指針値（暫定）については、今般、令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価」（以下、「評価書」という。）を取りまとめたことを踏まえ、指針値（暫定）の取扱いを見直すことが適当であるとされた。

当該答申を踏まえ、以下のとおり、要監視項目についての所要の改正を行うこととしたので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、環境基準等の円滑かつ適切な施行に万全を期されるようお願いする。

記

1. 基本的な考え方

令和 2 年に PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）を設定した際は、毒性学的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であったが、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考とし、当時の知見を基に、PFOS 及び PFOA の合算値として 0.00005mg/L^* が設定された。（「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大管発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号）」）。

今般、内閣府食品安全委員会の評価書を踏まえると、毒性学的に明確な基準値又は指針値の設定が可能と判断されることから、PFOS 及び PFOA の「指針値（暫定）」を「指針値」とすることとした。また、指針値の導出においては、寄与率・体重・1 日あたりの摂取量等については基本的な考え方を適用した上で、内閣府食品安全委員会

の評価書を踏まえると、PFOS、PFOA それぞれ 0.00005mg/L^{*}となるところ、より安全側の観点から PFOS と PFOA の合計値として 0.00005mg/L^{*}とすることとした。

(※0.00005mg/L = 50ng/L)

2. 新たな要監視項目及び指針値

今般の PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）の取扱いの見直しに伴い、人の健康の保護に関する要監視項目及びその指針値の一覧は、別表 1 のとおりとする。

また、その測定方法、測定値の取扱い及び測定結果の報告については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号）」別表 2 付表 1（「（別添）ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の測定方法において留意すべき事項」を含む）を参照されたい。

3. 運用上の取扱い

要監視項目の水質測定は、地域の実情に応じ必要と考えられる項目について関係機関等の連携を図りつつ効果的に実施し、公共用水域等の環境管理の参考とされたい。また、測定結果については当職あてに報告するようお願いする。

PFOS 及び PFOA については、従前から、排出源となり得る施設が立地している地域又は過去に指針値を超える値で PFOS 等が検出された地域などにおける調査の充実や、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定の充実をお願いしているところである。特に、PFOS 及び PFOA の主な摂取経路は食品や飲み水経由と考えられていることから、水道水に関する PFOS 及び PFOA の水質基準の設定（令和 8 年 4 月 1 日施行）とも相まって、測定計画の検討に当たって「「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」の送付等について（令和 6 年 11 月 29 日付け環水大管発第 2411291 号）」のとおり、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺における水質測定の充実に留意するとともに、指針値を超過した場合の対応については同手引きを参照するなど、飲用摂取防止に努められたい。

なお、水質測定計画の検討に当たり、水道水の取水が行われている地域については、水道事業者・水道用水供給事業者や都道府県水道行政担当部局が把握・公表している情報（公表されている水道ビジョンや、管内の水道事業者の基礎情報等）を、また、飲用井戸の設置場所等については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号 厚生省生活衛生局長通知）等により都道府県及び市が把握している情報を、それぞれ活用することが考えられ、また、指針値を超過した場合の情報共有が適時適切に行われることが重要であることから、適宜、これら関係者との連携を図るよう留意されたい。

別表 1

公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下

イソキサチオン	0.008 mg/l 以下
ダイアジノン	0.005 mg/l 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下
プロピザミド	0.008 mg/l 以下
EPN	0.006 mg/l 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l 以下
キシレン	0.4 mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/l 以下
アンチモン	0.02 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下
全マンガン	0.2 mg/l 以下
ウラン	0.002 mg/l 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l 以下※

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。

地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下
イソキサチオン	0.008 mg/l 以下
ダイアジノン	0.005 mg/l 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下
プロピザミド	0.008 mg/l 以下
EPN	0.006 mg/l 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/l 以下
キシレン	0.4 mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
ニッケル	—

モリブデン	0.07 mg/l 以下
アンチモン	0.02 mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下
全マンガン	0.2 mg/l 以下
ウラン	0.002 mg/l 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下※

※PFOS 及び PFOA の合計値とする。